

件名	県職員の出勤時間について
受付日	令和3年12月27日
ご意見・ご提案の概要	毎朝出勤する県職員が午前8時30分以降に悠々と出勤しているが、勤務時間の管理はしっかりできているのか。
県の考え方	<p>知事部局及び教育委員会事務局の職員のうち、短時間勤務の職（再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等）については、始業時刻が午前8時30分より後である場合があります。</p> <p>また、常勤職員であっても、業務上の理由や職員の育児・介護支援等のため、個々の職員の始業時刻を変更している場合があります。</p> <p>始業時刻の変更は、いずれも所属長の承認等を必要としており、それぞれ公務に支障のない範囲で、各所属長の管理の下で適正に実施しているところです。</p> <p>引き続き、職員の服務規律の遵守徹底に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
担当課	総務部 人事課 教育委員会 教育総務課